

西東京市コミュニケーションボードの使用にあたって

○コミュニケーションボードについて

社会の中で生活している私たちは、主に話し言葉によって自分の気持ちや状態、願望などを周囲の人に伝え、周囲の人から適切なサポートを受けながら生活しています。しかし、障害がある方の中には、話し言葉によるコミュニケーションが困難な場合もあります。

西東京市では、話し言葉によるコミュニケーションが困難な方と、周囲の方をつなぐための話し言葉に代わるツール = 「コミュニケーションボード」を普及することで、コミュニケーションの問題の改善を目指します。

さらに、この「コミュニケーションボード」の取り組みを通じて、障害や障害のある方への関心や理解が一層深まることも意図としています。

○「合理的配慮」の一例として

平成 28 年 4 月 1 日から障害者差別解消法が施行されます。この法律により事業者は、障害者に対し不当な差別的取扱いを行うことが禁止され、障害者の求めにより合理的配慮をするよう努力しなければなりません。

また、東京都では平成 30 年 10 月、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行され、事業者による合理的配慮は義務として定められています。

この「コミュニケーションボード」を利用することで、話し言葉によるコミュニケーションが困難な方に対する合理的配慮の一例となることも考えられます。

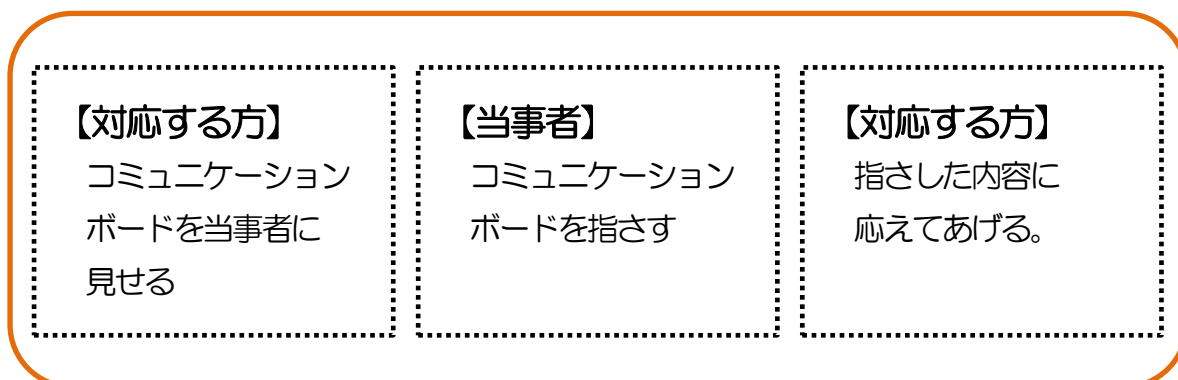
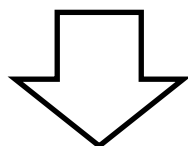
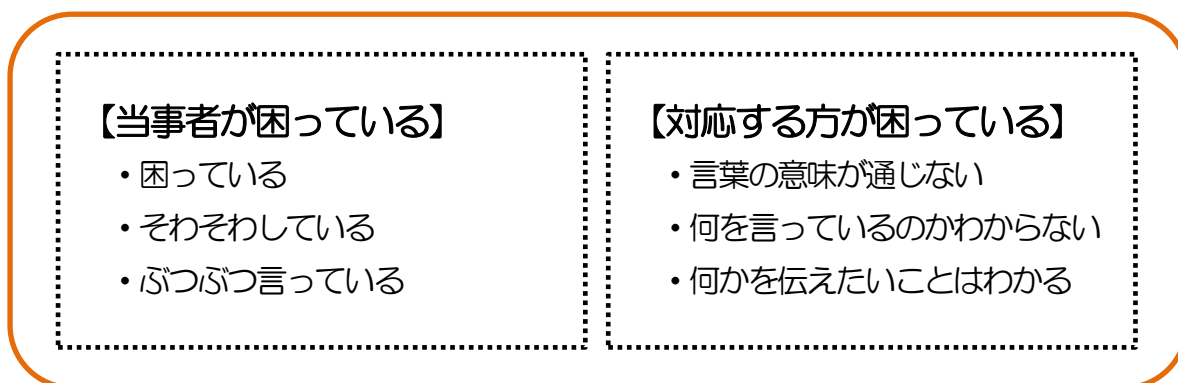
○コミュニケーションボードの基本的な使い方

- 言葉でうまく伝えることができないとき、「コミュニケーションボード」を用い、その方に指さししてもらいます。
- 「コミュニケーションボード」を使うときは、多くの言葉を使うことはやめ、多少ゆっくり見せて指さしできるよう待ってあげてください。
- 指さしすることが困難な方には、こちらが指さしして聞いてあげてください。
- 「コミュニケーションボード」が分からなくても実物や写真ならわかる場合があ

ります。また、文字や絵を書くことができる人もいます。

- 外国の人など、言葉によるコミュニケーションが困難な方との間でも活用することができます。

○こんな時にお使いください



*当事者が指させない場合は

- 「なに？」と問いかけて、指さしの見本を示してあげる。
- 「トイシ?」「のみたい?」のように、コミュニケーションボードの絵の中から推測されることを指さして聞いてあげる。
- それでもうまくいかなかったら、一つずつ指さして聞いてあげる。

作成：平成 30 年 9 月

西東京市健康福祉部障害福祉課